

**【提案項目】**

「開かれた医療」の実現のため、臨床研究中の未承認薬や未承認医療機器であっても、安全性が確認され有効性が見込まれる場合には、保険外併用療養の対象の拡大を図ること。

**【提案理由等】**

未承認薬及び未承認医療機器の使用については、安全性、有効性が個別に確認された先進医療では保険外併用療養として認められ、将来的な保険導入に向けた評価が実施されている。

一方、本県では、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区において、外国人医師等による診療や、未承認薬及び未承認医療機器の使用など、「開かれた医療」の実現を目指している。

「開かれた医療」を実現し、ライフイノベーションの取組を進めるためには、患者の治療の選択肢を増やし、医薬品の開発等の促進を図ることが必要である。

したがって、臨床研究中であっても、安全性が確認され有効性が見込まれる場合には、保険外併用療養の対象とすべきである。